

## 【財務金融委員会】

### ○我が国の防衛力の抜本的な強化等のために必要な財源の確保に関する特別措置法案（内閣提出第1号）要旨

本案は、令和5年度以降における我が国の防衛力の抜本的な強化及び抜本的に強化された防衛力の安定的な維持に要する費用の財源に充てるための税外収入を確保するとともに、当該税外収入を活用した防衛力強化資金を設置するため、所要の措置を講ずるもので、その主な内容は次のとおりである。

- 一 令和5年度において、財政投融资特別会計財政融資資金勘定から、2,000億円を限り、一般会計に繰り入れることができること。
- 二 令和5年度において、特別会計に関する法律第8条第2項の規定による外国為替資金特別会計からの一般会計への繰入れをするほか、同特別会計から、約1兆2,000億円を限り、一般会計に繰り入れることができること。
- 三 独立行政法人国立病院機構は、令和5事業年度において、積立金のうち、422億円を国庫に納付しなければならないこと。
- 四 独立行政法人地域医療機能推進機構は、令和5事業年度において、積立金のうち、324億円を国庫に納付しなければならないこと。
- 五 防衛力の抜本的な強化及び抜本的に強化された防衛力の安定的な維持のために確保する財源を防衛力の整備に計画的かつ安定的に充てることを目的として、当分の間、一般会計に防衛力強化資金を設置することとし、この資金は、防衛力整備計画対象経費の財源に充てる場合に限り、予算の定めるところにより、使用することができること。
- 六 この法律は、公布の日から施行すること。

### ○所得税法等の一部を改正する法律案（内閣提出第2号）要旨

本案は、持続的な経済成長や、より公平で中立的な税制の実現等の観点から、国税に関し、所要の改正を行うもので、その主な内容は次のとおりである。

- 一 家計の資産を貯蓄から投資へと積極的に振り向け、資産所得倍増につなげるため、NISA制度の抜本的拡充及び恒久化を行うこと。
- 二 スタートアップ・エコシステムを抜本的に強化するため、スタートアップへの再投資に係る非課税措置の創設等を行うこと。
- 三 より公平で中立的な税制の実現に向け、極めて高い水準の所得について最低限の負担を求める措置の導入、グローバル・ミニマム課税の導入及び相続時精算課税制度等の見直しを行うこと。

四 土地の売買等に係る登録免許税の特例等について、その適用期限の延長や整理合理化等を行うこと。

五 この法律は、別段の定めがあるものを除き、令和5年4月1日から施行すること。

#### **(附帯決議)**

政府は、次の事項について、十分配慮すべきである。

一 NISA制度の抜本的拡充に当たっては、制度の適切な広報・周知により利用の促進を図るとともに、長期的かつ小規模な投資による資産所得の形成支援という趣旨を逸脱した利用、例えば、短期の回転売買などを抑制するための対策を講ずること。また、「貯蓄から投資へ」の観点から、適切に金融資産の選択・運用が行われるよう国民の金融リテラシー向上に努めること。あわせて、市場の国債消化能力等の観点から、家計金融資産の動向を注視すること。

二 「貯蓄から投資へ」の推進が資本逃避による円安を招くことがないよう、民間企業の賃上げや設備投資等を引き続き支援し、国内企業の生産性を向上することによって企業価値を高め、投資資金が国内企業へ十分に供給されるよう努めること。

三 実質賃金が上昇しない中、物価の高騰が加速し、所得格差と資産格差が拡大しており、税負担の公平性確保や再分配機能を強化する観点から所得税の課税の在り方について検討を行い、その結果をもって必要な改革を実行するよう努めること。

四 スタートアップへの再投資に係る非課税措置については、より多くの資金がスタートアップ企業をより柔軟に支援するための投資に充てられるよう、制度の利用状況及びその効果を踏まえ、必要に応じ適切な措置を検討すること。

五 適格請求書等保存方式（インボイス制度）実施に当たっては、同制度に対してなお慎重な意見があることを踏まえ、免税事業者の取引からの排除や廃業という深刻な事態が生じないよう最大限の配慮を行うとともに、免税事業者が課税事業者へ転換する場合の事務負担についても軽減されるよう努めること。

六 高水準で推移する申告件数及び滞納税額、経済取引の国際化・広域化・ICT化による調査・徴収事務等の複雑・困難化、新たな経済活動の拡大、軽減税率制度実施等への対応など社会情勢の変化による事務量の増大に鑑み、

適正かつ公平な課税及び徴収の実現を図り、国の財政基盤である税の歳入を確保するため、国税職員の定員確保、職務の困難性・特殊性を適正に評価した給与水準の確保など処遇の改善、機構の充実及び職場環境の整備に特段の努力を払うこと。

特に、社会的関心の高い消費税の不正還付防止への対応、国際的な租税回避行為や富裕層への対応を強化し、更には納税者全体への税務コンプライアンス向上を図るため、定員の拡充及び職員の育成等、従来にも増した税務執行体制の強化に努めること。

七 新型コロナウイルス感染症をめぐる現状を踏まえ、国税職員を含む財務省職員の健康管理の徹底等、感染拡大防止に万全を期すとともに、必要に応じ迅速かつ適切な措置を講ずること。

### ○関税率法等の一部を改正する法律案（内閣提出第13号）要旨

本案は、最近における内外の経済情勢等に対応するため、関税率等について所要の改正を行うもので、その主な内容は次のとおりである。

- 一 令和5年3月末に適用期限が到来する暫定税率等について、その適用期限の延長等を行うこと。
- 二 非居住者が税関関係手続等を処理させるために税関事務管理人を定めて税関長に届け出る制度について、非居住者からその届出がない場合に、税関長が、当該非居住者の国内関連者を税関事務管理人として指定できることとする等の規定の整備を行うこと。
- 三 この法律は、別段の定めがある場合を除き、令和5年4月1日から施行すること。

#### （附帯決議）

政府は、次の事項について、十分配慮すべきである。

- 一 関税率の改正に当たっては、我が国の貿易をめぐる諸情勢を踏まえ、国民経済的な視点から国内産業、特に農林水産業及び中小企業に及ぼす影響を十分に配慮しつつ、調和のとれた対外経済関係の強化及び国民生活の安定・向上に寄与するよう努めること。
- 二 最近における経済のデジタル化や世界情勢の変化に伴い、税関業務が増大し、複雑化する中で、適正かつ迅速な税関業務の実現を図り、また、覚醒剤等の不正薬物、銃器、金地金、知的財産侵害物品やテロ関連物品等の密輸を阻止するとともにロシア等に対する輸出入規制や経済安全保障へも対応し、

水際において国民の安全・安心を確保するため、高度な専門性を要する職務に従事する税関職員の定員の確保、処遇改善、機構・職場環境の充実、取締検査機器等を含む業務処理体制の整備及び安全管理の徹底等に特段の努力を払うとともに、新型コロナウイルス感染症の蔓延防止の観点から職員への感染症対策に万全を期すこと。

三 税関事務管理人制度の拡充等については、適正な執行が図られるよう職員の配置及び職場環境の整備等に特段の努力を払うこと。

### ○株式会社国際協力銀行法の一部を改正する法律案（内閣提出第14号）要旨

本案は、国際情勢の変化等を踏まえ、株式会社国際協力銀行の機能強化を通じ、我が国の産業の国際競争力の維持・向上に資するサプライチェーンの強靱化や、スタートアップ等の我が国企業のリスクテイク推進等を進めるとともに、ロシアの侵略戦争に直面するウクライナの復興を支援するもので、その主な内容は次のとおりである。

一 我が国企業のサプライチェーン等を支える外国企業への貸付けや、物資を我が国企業が海外で引き取る場合の貸付け、海外でのサプライチェーン強靱化のための事業資金の国内大企業経由での貸付けを可能とすること。

二 デジタル、グリーンなどの成長分野を見据えた、我が国企業の更なるリスクテイクを後押しするため、海外事業を行う国内のスタートアップ企業や中堅・中小企業への出資等を可能とするとともに、特別業務勘定の対象分野を拡大すること。

三 国際協調によるウクライナ復興支援への参画に向け、国際金融機関によるウクライナ向け融資を国際協力銀行が保証できるようにすること。

四 この法律は、令和6年3月31日までの間において政令で定める日から施行すること。ただし、三に係る規定は、公布の日の翌日から施行すること。

#### （附帯決議）

政府は、次の事項について、十分配慮すべきである。

一 国際協力銀行の業務の拡大に当たっては、同銀行がその目的として、一般の金融機関が行う金融を補完することを旨としていることを踏まえ、民業圧迫との批判を招かないよう留意しつつ、一般の金融機関のみでは対応が困難な分野において適切な金融機能を果せるよう監督を行うこと。

二 国際協力銀行の目的の一つが「国際金融秩序の混乱の防止又はその被害への対処」であることに鑑み、国際金融機関のウクライナの民間セクター向け

融資に対し同銀行が適切なリスク管理を踏まえた保証業務を行うことを通じてウクライナの復興支援に貢献できるよう、政府として必要に応じて協力や支援を行うこと。

三 国際協力銀行が外国企業に対し融資を実行するに当たっては、我が国の国際収支に与える影響も考慮し、当該融資を受ける外国企業のみが便益を受けたり、特定事業者及び特定国への依存が強まることなどによりサプライチェーンの不安定化につながるようなことがないよう同銀行に当該融資に係る審査基準を設定させ、その基準に基づき融資を実行させるよう促し、国内外でバランスのとれたサプライチェーンの強靱化を通じて我が国産業の国際競争力の維持及び向上並びに我が国の経済安全保障の強化に貢献する的確な融資となるよう適切に監督すること。

四 業務が拡大していく国際協力銀行の業務運営におけるガバナンスが一層強化されるよう適切に監督を行い、同銀行の業務の機動性及び専門性が十分に発揮されるよう配慮すること。

## **○国際通貨基金及び国際復興開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出第15号）要旨**

本案は、ウクライナの復興支援や公衆衛生危機への対応強化が国際的な喫緊の課題となっている中、国際復興開発銀行が加盟国の復興又は開発を支援するために設ける基金に対し、国債による拠出を可能とする等の措置を講じようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

- 一 国際復興開発銀行に設けられる基金に対し、予算で定める金額の範囲内で国債による拠出を可能とすること。
- 二 当該基金に対して、外国通貨建て国債による拠出を可能とすること。
- 三 この法律は、公布の日から施行すること。

### **（附帯決議）**

政府は、次の事項について、十分配慮すべきである。

- 一 国際復興開発銀行のウクライナ向け融資を信用補完する枠組みとして同銀行に新設される基金が、ウクライナ支援のために十分な役割を果たせるよう、同基金への参画を各加盟国に対し積極的に働きかけるとともに、我が国から外貨建て国債を拠出するに当たっては仮に償還が必要となった場合の為替リスクを極小化するよう努め、将来の更なる拠出については、ウクライナの状況を踏まえた適切な規模の金額とし、効率的かつ効果的な支援となるよう十

分検討すること。

## ○民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律の一部を改正する法律案（財務金融委員長提出、衆法第25号）要旨

本案は、民間公益活動を一層促進する等のため、所要の改正を行うもので、その主な内容は次のとおりである。

- 一 目的規定に民間公益活動の自立した担い手の育成等を図ることを明記するとともに、休眠預金等交付金に係る資金の活用に関する基本理念の規定における「経済社会情勢の急速な変化」の例示として、「国際化の進展」を明記すること。
- 二 資金分配団体の定義に、実行団体に対し助成等に付随する助言又は派遣を行うことを明記するとともに、指定活用団体から休眠預金等交付金に係る資金を原資とする助成等を受ける団体として、もっぱら助言又は派遣を行う活動支援団体を創設すること。
- 三 指定活用団体の業務として、資金分配団体に対し出資を行うこと等を追加すること。
- 四 指定活用団体が休眠預金等交付金を人件費その他の事務に要する経費に充てることができる特例措置の期限を、5年間延長すること。
- 五 この法律は、別段の定めがあるものを除き、公布の日から起算して9月を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。